

専門農業協同組合を運営される皆さまへ

近年、県内の専門農協においては、組合員が減少するなどにより 本来の活動が実施できなくなった、あるいは、新たな事業に積極的に取組まれる など、様々な実態が見受けられます。

農協法と照らし合わせ、組合の適正な運営 が行われているかどうか、ご確認をお願いします。

1 県への申請、報告、届出 はしていますか？

- (1) **認可** が必要 : 定款の変更 (軽微な変更の場合は届出)、組合の合併 など
- (2) **報告等** が必要 : 業務報告書 (総会終了後2週間以内)、登記した場合 (設立、合併、解散) など
※ 出資組合 の場合、事業概況書、貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細書、剰余金処分案などの記載が必要
非出資組合 の場合、事業概況書、財産目録などの記載が必要
総会の終了報告 (総会議事録謄本、議案) で代替できるものは代替可能
- (3) **届出** が必要 : 代表理事の選任・退任 (2週間以内)、組織変更、総会開催ができない など

2 定款に定めた事業 を実施していますか？

- (1) **本来事業** の実施が必要 : 酪農、牧野事業など、定款に定めた事業 を実施しましょう
- (2) **附帯事業** に注意が必要 : 本来事業に 附帯する事業 (林業など) が 過大 または 附帯事業のみ行っている 場合は、農協法に抵触する恐れ があります
※ 本来事業の実施 や 組織変更 (出資組合は株式会社、非出資組合は一般社団法人へ変更可能) の検討をしましょう

★ 事業活動を休止 している組合は 注意してください ★

- ★ 活動を休止している 組合が悪用 され、経済事件等に巻き込まれた事例 があります
- ★ 本来事業を 再開する見込みがない、または 組合員の人数が15人未満で増える見込みがない 場合は、解散・清算 をしましょう

お問い合わせ先

ご不明な点、ご相談などありましたら、最寄りの広域振興局農政 (林) 部又は農林振興センターまでお問い合わせ下さい。

